

死刑判決

Death Sentence

米澤 敏雄

第1 「生命は尊貴である。 一人の生命は、全地球よりも重い。

死刑はまさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰である。」

(昭和23年3月12日最高裁大法廷判決)

第2 実務経験

小生（米澤敏雄）は、宮崎地方裁判所の裁判長当時の昭和52年に、初めて、死刑判決を言い渡した。

被告人は、貸金業の女性を殺害してゴミ捨場に遺棄したとして、検察官から殺人罪で起訴され、公判廷で、弁護士立ち合いの上で審理し、その起訴事実は各種の証拠により十分に証明され、事実認定は揺らがない。

立会検事は論告求刑で、殺人罪として死刑を求刑した。

裁判所（裁判官3名の合議体）としては、殺人罪の事実認定は明白で、残るは死刑か無期懲役かの量刑だけだった。小生らの裁判官3人全員は、異議なく死刑を選択した。

判決言渡しの数日前、大分県臼杵の石仏の前に小生らの姿があった。

米澤は切り立った断崖に掘り出された石仏を眺め、時には触りながら「死刑は正しい選択か」と何度も自問した。「人の命を奪った被告人にもまた命がある。」心に迷いがあったのか自然と手を合わせていた。無心に拝むと心がすうーと晴れていき判決の日には迷いは吹っ切れていた。

小生の裁判官人生は「一人の生命は、全地球よりも重い」の言葉に導かれて来た。地裁、高裁を通じて死刑判決にも3度関与した。「判断は間違っていない。だが気分の良いものではない」。裁判官としてどれだけ経験を重ねても、人を裁くことの重みは変わらない。

ある日、新聞で、かつて自分が死刑を言い渡した被告人に刑罰が執行された

と知った。言いようもないやるせなさを感じた。「その死刑判断に違法や間違いはない。だが気分のいいものではない」。

刑事事件を担当している裁判官の誰もが、それだけの重みを感じるからこそ、被告人の人生に真剣に向かい合えるのだ。

第3 極刑の短歌

小生が裁判官退官後、弁護士出身の元最高裁判事から小生（当時、法科大学院の教授をしていたので、そのテキストへの感想）と共に、同判事がはじめて死刑判決をした際の重苦しい気持ちを詠んだ1句

「しょうしょうと氷雨の中を登庁す

極刑を言渡したる日の氷雨かな」

と自筆で記載した手紙が自宅に届き、現在も大切に保存している。

裁判官としてどれだけ経験を積んでも、人を裁くことの重みは変わらない。悩み苦しむのは当たり前。

誰もがそれだけの重みを感じるからこそ、被告人の人生に真剣に向かい合える。

第4 他の部の裁判官の状況

死刑判決の宣告で、緊張のあまり声が出なくなった裁判官もいた。

その緊張感に耐えられないと言う理由で民事裁判の進路を選んだ裁判官もいた。

小生が宮崎地裁に着任した際、同時期に着任した先輩の裁判官が「今後、米澤君の要求には全てオッケーするから、米澤君が刑事部で、俺が民事部に配属することに同意してくれ」と言われ、無心で同意した。

その結果、図らずも、その数か月後に前記第2の死刑判決事件を小生が担当したのである。あの先輩裁判官は、死刑事件担当の恐怖を予知していたのかな。

第5「人が人を裁くとは」

「人が人を裁くことを是認できるのは、裁く人が裁かれる人よりも上である

からではない。それは、裁く人が法と証拠という客観的なものに支配されているからこそ、他人を裁くことが許されるのである。」

「裁判官は、法の従僕であると同時に、証拠の従僕でもなければならない。」「裁判官は、証拠の忠実な従僕として、その証拠のそなえている支配力に従順に服さなければならない。」

「自由心証の本質は、当該証拠が現にそなえている証明力を、それ以上にも、それ以下にも、評価しないで、そのあるがままの証明力の支配に忠実に服従すること、以外にはないのである。」

これは最高裁判事を務めた齋藤朔郎（最高裁判事在任中の1964年8月9日64歳で死去）の論文「自由心証—すなわち、証拠の支配」（有斐閣「刑事訴訟論集」）の一部分である。

第6 死刑判決に関する最近（2017年7月24日）の新聞報道

- ① 内閣府が15年に公表した世論調査で、死刑容認は8割を占めている。
(読売新聞)
- ② 起訴された被告人が一審判決後に控訴・上告した場合、最高裁で判決が確定するまで平均で1年4か月ほどを要し、その間、死刑は執行されない。
(朝日新聞)
- ③ 死刑囚が再審を請求する権利は最大限に尊重されなければならない。死刑囚が再審で無罪となったケースは戦後4件ある。
(読売新聞)
- ④ 再審請求中の死刑囚の刑執行は後に回す。死刑は命を奪う究極の刑罰だ。どの角度から証拠を検証しても、犯人であることに疑いが生じない場合にのみ適用されるべきだ。
(読売新聞)

以上